

令和4年度
室戸市マイナンバーカード普及促進地域振興券

取扱要項

室戸市商工会

2022. 7. 15

1. 事業の趣旨

室戸市商工会は、室戸市マイナンバーカード普及促進地域振興券事業の委託業務を受けて、マイナンバーカードの普及促進、新型コロナウイルス感染症により停滞した市内経済活動の回復、地域における消費喚起及び市外への消費流出の抑制を図ることを目的として、「室戸市マイナンバーカード普及促進地域振興券」の取り扱いを行います。

2. 地域振興券の実施概要

- (1) 発行者 室戸市
- (2) 発行予定額 総額 36,000 千円
- (3) 発行予定数 9,000 冊 (1 冊 @ 1,000 円券 × 4 枚綴り)
- (4) 利用期間 令和 4 年 9 月 1 日 (木) ~ 令和 5 年 1 月 31 日 (火)
- (5) 発行対象者 室戸市の住民票を有する方で、マイナンバーカードを所有する方、若しくは、市役所の定める期間内に申請を行った方。
- (6) 発行場所 室戸市役所
- (7) 利用店舗 登録された室戸市内商工業者

3. 地域振興券の取扱にあたっての注意事項

- (1) 地域振興券は、加盟店舗における物品の販売又は、役務の提供などの取引において利用可能です。
- (2) 地域振興券の利用対象とならないもの
 - 国税、地方税等の公租公課
 - 不動産及び金融商品
 - 商品券又はプリペイドカードなど換金性の高いもの
 - たばこ
 - 公序良俗に反するもの
 - 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律 (昭和 23 年法律第 122 号) 第 2 条第 5 項に規定する性風俗関連特殊営業 (第 10 条第 1 項第 1 号において「性風俗関連特殊営業」という) において提供される役務
 - その他市長又は加盟店が地域振興券の使用が適当でないとするもの
- (3) 地域振興券と現金の交換は、禁止しています
- (4) 地域振興券の取引においては、釣り銭を支払うことはできません。

4. 参加資格

- (1) 室戸市内において商工業を営む方
 - ※ 次のいずれかに該当する場合は、登録できません。
 - 性風俗関連特殊営業、その他業務の内容が公序良俗に反すると認められる営業を行うもの
 - 室戸市建設工事指名停止措置要綱に基づく指名停止の措置、又は、指名回避措置

基準要領に基づく指名回避の措置を受けている者

- 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員が役員又は代表者として、若しくは実質的に経営に関与している団体又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している団体

5. 加盟店舗の責務等

次に掲げる事項を遵守していただきます。

- (1) 加盟店舗であることがわかるように、見やすい場所に室戸市商工会が交付するポスターを掲示すること。
- (2) 台紙から切り離された地域振興券は、受け取りを拒否すること。
- (3) 通常の注意をもってすれば偽造されたものと分かる地域振興券、あるいは大量に持ち込まれる等不正に使用されていることが明らかな地域振興券の受け取りを拒否すること。その際は、室戸市に連絡すること。

6. 加盟店舗の申込及び選定

(1) 申込方法

登録を希望される方は、「加盟店申込書兼誓約書」に必要事項を記入し、下記のいずれかの方法により室戸市商工会にお申込み下さい。

- ・ 室戸市商工会 窓口への持参
- ・ 郵送（あて先）

〒781-7102 室戸市室津2605番地先 室戸市商工会

(2) 申込期間

令和4年8月1日（月）～17日（水）午後5時まで

※最終日については、午後5時までに室戸市商工会に届いたものに限り受け付けます。

※8月17日を過ぎても登録申請ができますが、その場合には、加盟店一覧等を掲載した印刷物には掲載されません。

(3) 加盟店舗の選定

審査において、営業を証する書類（営業許可証、税務申告書等）の提出をお願いする場合があります。

申請に基づき登録資格等を確認のうえ、登録した事業者には、ポスター、換金日程表、換金請求書等をお渡しします。

7. 換金について

- (1) 加盟店舗は、地域振興券と事前送付された換金請求書及び印鑑を持参のうえ、室戸市商工会窓口にて換金精算手続きを行ってください。

※押印等の記載漏れのないようにお願いします。

※換金請求書が不足した際は、室戸市商工会で受け取ってください。

(2) 換金期間

令和4年9月1日(木)～令和5年2月10日(金)

※当該期間を過ぎての換金には応じられませんのでご注意ください。

(3) 締日

原則15日、月末を締日とします。

(4) 支払い方法は、締日の翌週の水曜日に申し込み時に申請のあった口座に振込みます。

※ 別紙換金支払日一覧参照

8. 振込手数料について

地域振興券の換金にかかる振込手数料は、室戸市商工会が負担するものとする。

また、換金手数料の徴収なし。

9. その他留意事項

(1) 加盟店舗は、地域振興券を交換、譲渡又は売買することはできません。

(2) 利用者等から受け取った地域振興券が盗難、紛失及び滅失したときの損害は、加盟店舗が負うものとする。

(3) 本要項に記載されていない事項などに関しては、室戸市と商工会で協議を行います。

(4) 加盟店舗情報(店舗名)は、加盟店一覧表にて広報します。

10. 加盟店舗の取消等

「加盟店取扱要項」に違反する行為が認められた場合、換金の拒否や加盟店舗の承認取消、損害金の発生が生じた場合は、ご請求する場合があります。

〒781-7102

高知県室戸市室津2605番地先

室戸市商工会

TEL 0887-22-0001 / FAX 0887-22-2311

平日 8:30～17:15